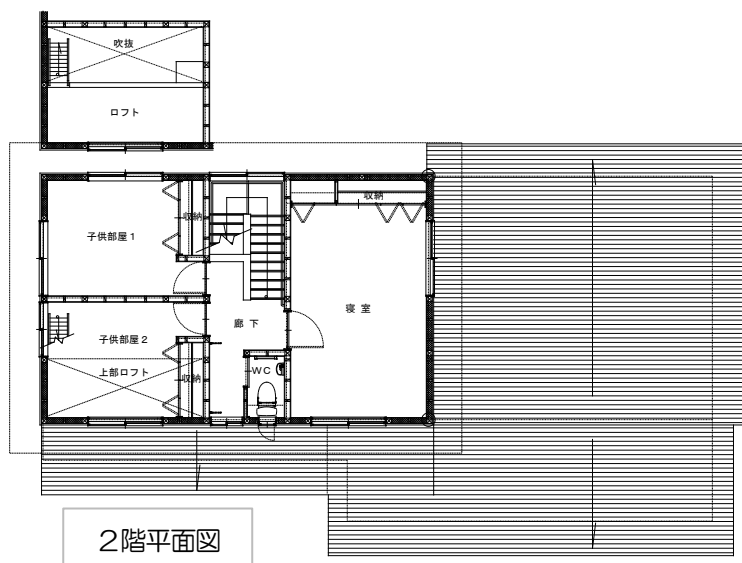


鮭川村定住促進住宅入居者募集のお知らせ

住宅の概要

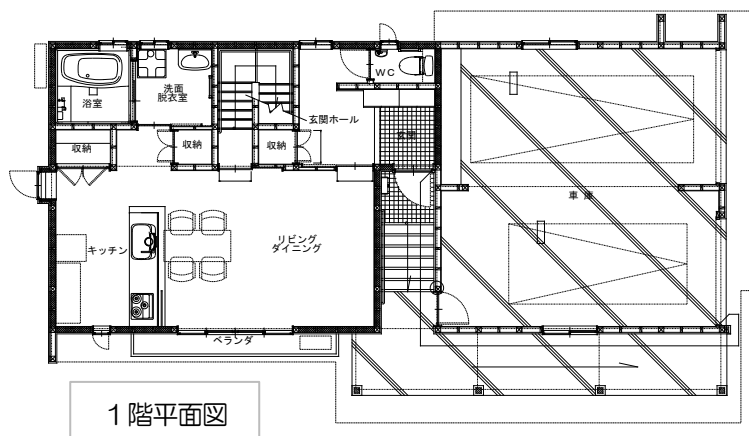
- ◆名称 さけまる定住促進住宅
- ◆所在地 山形県最上郡鮭川村大字京塚658番地
- ◆構造 木造2階建て
- ◆間取り 1戸建て、3LDKロフト付き（延床面積 102.27㎡）
（オール電化、IHクッキングヒーター、1階エアコン、1階・2階ウォシュレット付トイレ完備）
- ◆募集戸数 1戸（13号棟）
- ◆家賃 基準家賃 40,000円/月
※控除額：①中学生以下の同居者の数が1人の場合 5,000円
②中学生以下の同居者の数が2人以上の場合 10,000円
- ◆敷金 120,000円（基準家賃の3月分に相当する金額。入居時に納付。）
- ◆駐車場 普通車2台分（屋内ガレージ 40.57㎡）
- ◆連帯保証人 入居される方と同程度以上の収入を有する方2名
又は、鮭川村が認める家賃債務保証事業者
※家賃債務保証事業者を利用する場合、連帯保証義務を負わない緊急時連絡者1名も必要。
- ◆その他
 - ・ペットの飼育は禁止とします。
 - ・自治会に入会していただきますので、自治会費の納入及び地域活動への積極的な参加をお願いします。



【外観】



【LDK】



裏面もあります

入居者資格

◆入居資格

以下の要件すべてに該当する方

- 1 鮭川村に自ら居住するために住宅を必要としている方。
- 2 将来にわたって鮭川村に定住し、村の発展に寄与する意思のある方で、次の条件のいずれかを満たす方。
 - ① 同居する小学生以下の子（胎児を含む）がいる方。
 - ② 現に同居し、又は同居しようとする配偶者があり、鮭川村での子育てを望む方。
- 3 市区町村税等の滞納がなく、原則として、前年度の月額収入に相当する額が基準家賃の3倍（120,000円／月）以上であり、かつ独立の生計を営む方。
- 4 暴力団員でない方。
- 5 自治会組織等の地域活動へ積極的に参加すること。

申込方法

◆申込期間

令和7年6月10日（火）～令和7年7月10日（木）（当日必着）

◆申込場所

〒999-5292

山形県最上郡鮭川村大字佐渡2003番の7 鮭川村農村整備課管理係

◆申込方法

以下の書類をご準備の上、お申し込みください。提出された書類は、返却しません。

- ①定住促進住宅入居申込書（様式第1号）
- ②入居予定者全員の住民票（本籍、続柄等が記載されているもの）
- ③入居予定者全員の令和6年分所得証明書
- ④入居予定者全員の市区町村税等滞納なし証明書
- ⑤暴力団員ではない旨の誓約書（様式第2号）
- ⑥同意書

※①⑤⑥は、農村整備課へ直接請求するか、鮭川村のホームページからダウンロードしてください。

※③④は、16歳未満の方及び就学中で所得の無い方は除きます。

◆選考方法

入居選考基準に基づき、書類選考及び面接により決定します。

◆面接

書類選考で入居候補者として選考された方は面接を行います。

日程は、電話・メール等で連絡します。

◆決定時期

令和7年8月中旬（予定）

◆入居補欠者

応募者多数の場合、入居決定者のほかに入居補欠者を定めることがあります。入居決定者が入居しない場合は、優先順位に従い入居者を決定します。

◆入居時期

令和7年9月上旬（予定）

※入居決定者は指定された入居時期まで住民票の異動が必要です。

◆入居期間

定住促進住宅に入居できる期間は、18歳以下の子と同居している期間とします。

なお、18歳以下の子と同居していない場合は15年間とします。

貸付条件

◆費用負担

次のものは入居者の負担となります。

- ①電気、水道、農業集落排水施設の使用料
- ②汚物、じんかいの処理に要する費用
- ③給水施設、排水施設の使用、維持、運営に要する費用
- ④軽微な修繕や附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- ⑤入居者の故意や過失による場合の修繕や原状回復に要する費用、損害賠償
- ⑥住宅周辺の草刈り、除雪

◆増改築

模様替えや増築、敷地内への工作物の設置は原則禁止です。ただし、容易に原状回復が可能な場合は、村長の承認を得た上で行うことができます。

◆その他

- ①住宅の又貸し、住宅以外の用途に使用することはできません。
- ②保育所は、鮭川保育所又はこまどり保育所へ通園となります。
- ③小学校は、スクールバスで鮭川小学校へ通学となります。
- ④中学校は、スクールバスで鮭川中学校へ通学となります。

問合せ先

鮭川村農村整備課管理係

電話：0233-55-2111（内線274）